

肥料価格高騰対策事業のご案内

肥料価格の高騰による農業者経営への影響を緩和するため、化学肥料の2割低減に向けて取り組む農業者に対し、低減の取組を行った上で生じた前年からの肥料費の上昇分を支援金として交付します。

なお、本事業では肥料低減に向けた現地調査を行う場合があるため、低減の取組を実施したことのわかる資料の提出と保管について、お願いいたします。

申請期限 令和5年6月15日(木)まで

※令和4年6月～令和5年5月に注文（購入）した肥料が対象

提出していただく書類

- ① 化学肥料低減計画書
- ② 注文した時期のわかる注文票
- ③ 購入価格のわかる領収書または請求書
- ④ 振込先口座申請書兼確約書
- ⑤ 支援金振込先の口座の写し（表・裏）

※ 肥料代金のお支払いがお済みでない場合でも申請は可能です。

※ JAしまね雲南地区本部で購入した場合、納品書等を添付してください。

※ 農産物の販売実績がわかる書類の提出を求めることがあります。

※ 秋肥分、春肥分それぞれ別に申請していただく必要があります。

※ 申請後、肥料費等に変更があった場合は報告してください。

事業取組中間報告 令和5年11月頃

提出していただく書類

- ⑥ 農業者用事業取組中間報告書
- ⑦ 選択した取組メニューを実施したことがわかる書類（作業日誌・写真等）の写し

取組を実施したことがわかる書類は大切に保管してください

取組実施状況報告 令和6年8月頃

提出していただく書類

- ⑧ 化学肥料低減実施報告書
- ⑨ 選択した取組メニューを実施したことがわかる書類の写し
（※⑨は事業取組中間報告で提出された場合は不要です）

取組を実施したことがわかる書類は大切に保管してください

申請・提出先

雲南市 農業総務課(市役所4階)または各総合センター自治振興課(市民ホール課)

お問い合わせ先 ご不明な点がございましたらご相談ください

雲南市農業再生協議会（雲南市 農林振興部 農業総務課） TEL：0854-40-1051
 JAしまね雲南地区本部 営農企画課 TEL：0854-42-9115
 JAしまね雲南地区本部 中央営農経済センター TEL：0854-42-9055